

赤い羽根共同募金
令和4年度「つながりをたやさない社会づくり」特別助成事業（第2次募集）
取扱要領

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響が長期化することで、日常生活に困窮する家庭の増加や、社会構造の変化の狭間で困りごとを抱えたまま孤立するなど、新たな地域課題が発生し強く憂慮される事態となっている。

滋賀県共同募金会（以下、本会という。）では、「つながりをたやさない社会づくり」をテーマとして、感染症の影響による経済的困窮や社会的孤立などの課題解決に向けて取り組まれる様々な活動への助成を行うこととする。

2 助成対象団体

県内の各地域で社会福祉の推進に取り組む法人や団体、ボランティアグループ等の民間の団体で、県内に拠点をおき活動するものとし、特にその法人格は問わない。

原則、広域（県域または複数市町域等）で活動される団体を対象とするが、先駆的かつ開拓的な活動であり、その効果が他地域にも波及することが期待できるものについては、活動域がひとつの市町であっても対象とする。

3 助成対象事業

感染症の影響による経済的困窮や社会的孤立などの課題解決に向けて取り組む次のような活動に対して助成を行う。

（活動事例）

居場所が失われたり経済的困窮に陥った人たちへの相談支援や生活支援
社会的孤立や孤独を強いられている方への見守りや相談支援
ひとり親家庭や生活困窮家庭等への配食などの生活支援
環境衛生に配慮しながら実施する居場所づくりや学習支援
電話やインターネットを活用した相談支援

※団体が行っている通常活動の範囲内での活動は対象外とし、感染症の影響により生じた課題の解決に向けて取り組む活動とする。

4 助成対象期間

助成決定後（令和4年11月予定）から令和5年9月末までの期間に実施される活動とする。

5 助成対象経費

支援活動に取り組むために必要となる次の経費を対象する。

助成対象事業に必要な物品、食材等購入費、交通費、ガソリン代、会場費等
※団体の通常活動に係る経費、公的資金が充てられる費用は対象外とする。

6 助成額

1 団体あたりの助成額は対象事業費の4/5を助成するものとし、助成限度額は次のとおりとする。

(助成限度額)

- ・全県的に取り組む活動については100万円
- ・複数市町域で取り組む活動については50万円
- ・特例的に単一市町で取り組む活動は30万円

7 申請方法

別途定める「助成申請書」および添付書類等をE-mailまたは郵送にて提出すること。

○申請先アドレス shinsei@shiga-akaihane.org

○郵送の場合は、本会事務局（下記に住所記載）まで

(申請書受付期間)

令和4年9月12日(月)から10月31日(月)E-mail受信分

※郵送の場合は10月31日(月)着分

8 助成決定

- ・助成金は、配分委員会等の審議を経て本会が決定し、審査結果は申請団体に対して郵送により通知する。
- ・助成金については、助成決定後に「交付請求書」を提出いただき、受理後概算払いとして送金する。
- ・助成決定団体は、活動終了後1か月以内に「活動・精算報告書」および領収書のコピーを提出することとする。(報告書様式は助成決定時に提供)
- ・助成金に残金が出た場合は、活動・精算報告時に返還していただく。
- ・活動実態が確認できなかった場合および助成対象事業以外への流用が認められた場合は、助成金の返還を求めることとする。
- ・報告いただいた活動内容(概要)は、本会ホームページ等で公開する。

9 その他

助成決定された活動を実施する際は「赤い羽根共同募金の助成事業」であることを必ず明示するとともに、団体のホームページや会報、SNS等により多くの方への広報を行うこととする。

10 申請・問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県共同募金会 事務局

〒520-0044 滋賀県大津市京町四丁目3番28号(滋賀県厚生会館内)

電話 077-522-4304

FAX 077-522-4375

E-mail shinsei@shiga-akaihane.org

H P www.shiga-akaihane.org